

拉致被害者救出は

現憲法下で可能か

東洋学園大学客員教授 元空将
織田邦男

前統合幕僚長
河野克俊

東京都内で昨年十二月十日に開かれた予備役ブルーリボンの会のシンポジウムでは、
拉致被害者救出に向けた訴えと、憲法上の課題の指摘が相次いだ。講演の内容を詳報する

特定失踪者家族会事務局長
竹下珠路



織田邦男 現地同意なくとも
「輸送」はできる

私は自衛官として約四十年間、国民を守る立場にありながら拉致被害者を救えなかったことを、本
月に小松基地（石川県）に赴任し
パイロットになる教育を終えて四
月になりました。当時は冷戦真っ最中で、
一日に三度も四度も戦闘機に乗っ
て飛んでいました。めぐみさんが
拉致された昭和五十二年、私は
拉致された十一月も、おそらく私

は日本海上を飛んでいたはずで
す。私が飛んでいたその下に横田
めぐみさんが乗せられた船がいた
かと思うと、心が締めつけられる
思いがします。
さて、私の自衛隊での最後が、
航空支援集団司令官としての仕事
でした。輸送、救難、航空管制、
飛行点検などの任務があり、特に
輸送についてはPKO（国連平和

維持活動)や邦人輸送に直接、関わっていました。つまり海外で何かあれば真っ先に出ていくのが航空支援集団です。命令があれば六時間後には飛びます。その実情を皆さんに理解していただき、本当にこのままの日本でいいのか、というお話をしたいと思います。

見捨てられる在外邦人

今の日本は棄民というか、国民を捨てる体制になってしまっています。二〇二一年八月、アフガニスタンの首都・カブールが陥落しました。それを見越して現地の日本大使館はチャーター便を予約していたんですね。日本人と協力者の計約五百人を乗せる予定でしたが、八月十五日の陥落を受けて航空会社がチャーター便をキャンセル

ルしてしまつた。それ以前に、航空自衛隊は命令さえあればすぐ飛べるよう、政府専用機の準備をしていたのです。政府の中でも、政府専用機と輸送機の派遣が検討されたものの断念した、という話なのですが、なぜかといえれば根回しに時間がかかるのか、安全に疑義があるとかいう話なんですよ。

本当にこれでいいのでしょうか。日本人を救出しなければならぬという緊急時に根回しが一週間かかるなんて、どう考えてもおかしい。安全かどうかに関しても政府はなぜか制服組には聞いてきません。現地に行けるかどうかはプロに聞くのが一番早いはず。仮に私が司令官として「大丈夫ですか」と聞かれた場合、一つ質問をします。「G7(先進七カ国)の輸送機は飛んでいますか」と。G

7の輸送機が飛んでいるのであれば、自衛隊機も行けます。それだけの話であるはずなのですが、なぜ安全かどうかを外務省にお伺いを立てるのか。安全というのは主観の問題であり、人によってとらえ方が違う。ですから一番の当事者である制服組に聞くべきだと思います。聞かない。この体質には根の深い問題があります。

アフガニスタンには、日本以外のG7は皆、運航していました。彼らよりも、自衛隊のパイロットのほうが間違いなく優秀です。G7の飛行機が飛んでいるのなら、自衛隊機も問題なく飛べます。けれども安全でないとして外務省は判断して、現地の外交官も国外へ退避させました。その際、「五百人に及ぶ現地協力者も運んでください」と外国軍に頼んで、それが拒

否されて、外交官だけが英国軍機に乗せてもらって脱出している。これが八月十七日の話です。現地協力者の救出について、英国側からは「あなたの国は輸送機を持っているでしょ」と言われたとか。恥かしい話です。

そしてなぜ自衛隊は輸送機を飛ばしたのか。これも私からすれば怒り心頭の話です。安全ではないと判断したから当初、派遣しなかったわけですが、八月十九日にG7外相会議、二十四日にはG7首脳会議を控えて、外務省内で「そのときに『なぜ日本だけ輸送機が行っていないのか』と言われたら困る」という議論になったというのです。言ってみれば日本の体面を保つために急遽、派遣が決まったわけです。自衛官の命を何だと思っているのでしょうか。結局、

八月二十三日に自衛隊機の派遣を決定したのですが、その動機は不純だと言わざるを得ません。八月二十五日に自衛隊機はカブールに入りましたが、現地で自爆テロがあつて多くの日本人は空港に到着できず、ほとんど救出できませんでした。これが全体の流れです。しかし米国に言われたから派遣するとか、私は「恥を知れ」と言いたい。

実は自衛隊の派遣を含む協力協議というものがあつて、八月三十一日までに五万人以上を退避させねばならないから、自衛隊も協力してくれ、と二十日に米国から言われている。それで「これはマズイよね、自衛隊の安全など度外視して協力しよう」となつたわけです。筋の通らない話ですよ。なぜ、こんなことになつている

のか。防衛省を責めても仕方がありません。われわれ日本国民が責められるべき話です。こんな日本にしてしまつたのは、私たち日本国民なのですから。

邦人輸送について自衛隊法では、防衛大臣は外務大臣から輸送の依頼があつた場合、外務大臣と協議をして、安全が確保されていると認められる場合には邦人等の輸送を行うことができる、と規定されています。何かおかしいと思いませんか。安全ではないから、民間機でなく自衛隊機が行くわけでしょう。

テレビのワイドショーは「当該国の許可が得られていないのは問題だ」「現地は混乱している」などと無茶を言う。これは在外邦人の「保護」と「輸送」を混同した議論であつて、邦人の「輸送」に

ついでには相手国の政府が崩壊して
いたとしても、飛行場が安全であ
れば自衛隊は行けるのです。

PKOも含めた自衛隊の海外で
の活動で、仮に敵の勢力に捕まっ
たらどうなるか。普通なら捕虜に
なるわけですが、実は自衛官は捕
虜になれないのです。日本は交戦
権を放棄していませんので「我が国
が紛争当事国になることはなく、
そのような場合に自衛隊員がジュ
ネーブ諸条約上の捕虜となること
は想定されないと考えます」。こ
れは平成二十七年、当時の岸田文
雄外務大臣の国会答弁です。今の
憲法では仕方ないのですが、こん
な憲法でいいのでしょうか。

この憲法のもと、自衛隊は法律
でがんじがらめにされています。
そして海外で何か事件が起きると
「やっぱり自衛隊は助けに来てく

れなかったよね」と毎回のように
非難される。行きたくても行けな
い隊員たちは歯ぎしりし、涙を流
しています。本当にこれでいいの
でしょうか。

台湾有事にどうするのか

外国の自国民救出の例を紹介し
ますと、ウガンダのエンテベ空港
で乗客百五人が拘束されたハイジ
ヤック事件で、イスラエルは輸送
機で空港に奇襲をかけ、人質を救
出しました。このときの飛行隊長
には後に直接、話を聞いたことが
ありますが、やはりイスラエルは
すごい国ですね。救出した人質を
乗せると規定の重量オーバーだっ
たのですが、「何とかなるさ」と
離陸したのだそうです。

あと有名なのはイランに米大使

せ、自国民を救出している。これ
が普通なのです。このときは中国
も海軍艦艇をリビアに派遣し、韓
国も大韓航空機に加えてチャータ
ー船や海軍艦艇を送っています。
在留日本人二十三人はどうしたか
といえば、スペインの軍用機や米
国のチャーター船に乗せてもらっ
て退避しています。本当に情けな
い。

一九八五年のイラン・イラク戦
争の際には、作家の門田隆将さん
が『日本、遙かなり』（角川文
庫）で書いておられますが、当時
は政府専用機もなく、自衛隊も海
外に出たことがない時代でした。
イランの首都テヘランに残った二
百十六人の日本人を救出すべく、
政府は日本航空と全日空に救援機
を飛ばすよう要請しましたが、労
働組合の反対もあって拒否されて

しまいます。しかしそこでトルコ
航空機が救出に向かってくれた。
約百年前のエルトゥール号遭難
事故で日本が助けた、その恩返し
ということでした。この一件があっ
たので、政府専用機が必要だとい
うことになり、航空自衛隊が運用
することになりました。しかしその
後も、日本人が外国によって救出
される事例が相次いでいます。
こうした中で仮に近い将来「台
湾有事」となった場合、日本人も
含め台湾にいる外国人は一番近く
の国である日本が救出に向かわね
ばなりません。朝鮮半島有事の場
合も同様で、北朝鮮が南侵して大
変な状況になったときは、朝鮮半
島にいる外国人は米国と日本が救
出しなければなりません。しかし
助けられるのでしょうか。「いや

館員が一年以上、拘束された事件
で、カーター米大統領は軍を送っ
て救出しようとした。この作戦は
失敗して犠牲者も出ました。この
作戦を、米国は「自衛権の行使」
だと主張しています。自衛権の行
使であれば、米軍の兵士は捕まれ
ば捕虜になれる。しかし自衛官の
場合は憲法上、捕虜になれないの
です。岸田さんは「そうは言っ
ても相手側が、自衛隊を軍隊扱い
して捕虜として扱ってくれるだろ
う」と楽観的に考えているのでは
ないのでしょうか。軽く考えられ
ては困るのですが。

一九九七年にアルバニアで治安
が悪化した際には、ドイツが軍隊
を投入しました。敗戦国ドイツも
ここまでやっている。そして二〇
一年のリビア内乱では英国が空
軍機をトリポリ空港に強行着陸さ

安全でなければ救出に行けませ
ん」となりかねない。本当にそれ
でいいのか、という話なのです。

台湾の邦人救出に向けた検討は
後輩たちの間で行われていると思
いますが、台湾には約二万五千
人の邦人が住んでいます。先島諸島
に約十万人が住んでいます。その
住民避難も考えねばなりません。
月刊「正論」二月号でも書きまし
たが、台湾有事となれば先島諸島
も戦場となることは間違いありま
せん。場合によっては沖縄本島の
住民も避難が必要かもしれない。
しかし実際には、台湾の二万五千
人の救出についても十分に考えら
れていないと思います。

そして諸外国からは「日本はす
ばらしい輸送機を持っていますよ
ね。救出をお願いします」と頼ま
れることでしょう。日本として

は、これまで諸外国にさんざん邦人救出でお世話になっていきます。「いや、日本にはこんな法律、こんな規則があつてできません」で済む話ではありません。

自衛隊はいつでも出動できる準備をしています。命令がなければ行けません。どうするかは、最終的には国民が決める話です。何が問題なのかといえば、軍とか、正当防衛も含めた戦いといったところが日本では忌避されていて、そんなことは考えたくもないという風潮がある。そして自衛隊すなわち軍は悪だ、だから自衛隊が動く戦争になる、と思われている。

そして「専守防衛」だということ。なぜそうなっているかといえば吉田茂元首相までが朝鮮戦争開戦以前は「自衛戦争も認めてはいけない」と国会で答弁していたから

です。これに対して「おかしい。自衛戦争は正義の戦争ではないか」と反論したのが、共産党の野坂参三議員でした。今とは立場がまったく逆だったんですね。

しかしながら朝鮮戦争が起きて、最小限の自衛権行使は許されるのではないかと、ということになり、自衛隊は「必要最小限の実力組織」として認められることになりました。でも国を守るのに最小限って、おかしいでしょう。国を守るには本来、合理的な方法で合理的な装備をもって合理的に守らねばなりません。

軍は悪で、自衛隊は軍だから悪の存在、だから自衛隊を動けないようにしているのが今の自衛隊法の成り立ちなのです。一言で言えば「軍からの安全」を保っているのが今の自衛隊法。日本は成熟し

た民主主義国家なので、今後は自衛隊を使つていかに国を、国民を守るかというほうへ、「軍による安全」へと発想を変えていかねばなりません。「本当に今の法律で自衛隊は動けるのですか」と問われれば、自衛隊側も「これを直してくれ」と言うでしょう。ただ、それを現職自衛官が勝手に言つてしまうとクビになつてしまいますから、国民を守るためにいかに自衛隊を活用するかということとを、われわれOBが考え、発言していかなばと思います。

おりた・くにお 昭和二十七年生まれ。防衛大学校卒業後、航空自衛隊入隊。F4パイロットなどを経て、米スタンフォード大学客員研究員、航空幕僚監部防衛部長、航空支援集団司令官などを歴任。



河野克俊 自衛隊の明記に 賛成だけけれど…

北朝鮮による拉致の問題を長年、許してきた日本という国は、国家の体をなしていなかったということだと思えます。私自身、現役時代には何とか拉致被害者を救出できないものかと思いを巡らせてきたのですが、やはりできなかつたというのが結論であります。したがって今日も問題の解決しない状況が続いている。私の気持ちとしては非常に残念なのですが、国家の仕組みとしていかんともしたいところがあつた、ということも事実です。

このたびのアフガニスタンからの邦人救出の遅れについては、先ほど織田さんが説明された通りで

法律上、外務省からの要請を受けて防衛省・自衛隊が動くという仕組みになっていきます。自衛隊に關連する法律をつくるときは必ず、

非常に大きな議論になります。安全保障法制の際には首相官邸前が踊りながらデモをする若者たちでお祭り騒ぎになりましたが、彼らをけしかける人たちがいるわけですから、官僚の方々もそうした苦労をしながら法律をつくっているという背景がありますので、アフガンの場合でも「民間機で行けるならそれに越したことはない」と考えたことでしょう。自衛隊機を出すとなればまた騒ぎ出す人たちがいるぞ、民間機ならそういう騒ぎに

はならない、という発想をするわけです。それで時間がかかつて、万策尽きて自衛隊を出すことになる。

これまでは「自衛隊を使おうものなら内閣が吹っ飛びかねない」と自衛隊を活用しないという歴史が長く続いてきました。今でこそ自衛隊を活用する時代になり、政治も自衛隊を使うようになりましたが、まだ昔の残滓が残っているように思われます。

本日、司会の葛城奈海さんが「夕刊フジ」で紹介されていますが、元陸自で第一空挺団におられた飯塚泰樹さんが著書『平成の自衛官を終えて』（幻冬舎）の中で、米留学時代の経験を告白されています。各国からの留学生が集まつて議論していた際に、拉致問題が取り上げられ、外国人から

「それで拉致された日本人を助けたのか」と聞かれ、飯塚氏が「助けていない」と答えた。続けて、「助けに行ったのか」と聞かれ、「行っていない」と返すと「なぜ行かないのか」と質問されたという。飯塚氏が「法的制約のため、命令が出ない」と答えたものの、あきれ果てたような反応が返ってきた、とのこと。その外国人の同級生からは「侵略の被害に遭っている国民も助けに行けないなんて、お前たちの存在意義はどこにあるのか」と聞かれ、飯塚氏は立つ瀬がなかったそうです。これは日本の欠陥を見事に突いていると思います。

予備役ブルーリボンの会の荒木和博代表が情報公開請求して出てきた文書が会場に配られています。この拉致問題対策本部の想定

ことはあります。そのように政治は、軍隊が過剰な行動をしないようにコントロールしている。

このような国際基準からすると、私は「法律にこう書いてあるからできません」というのが、自衛隊の抱えている最大の矛盾だと思います。これが本当の軍隊の法体系になれば、やってはいけないことだけが書かれていて、他はやっていいわけです。例えば米国の場合、基本的に大統領の判断でたいていの作戦はできて、「自衛権の行使」で説明がつく。

邦人救出に憲法の制約

荒木さんが情報公開請求した、政府の拉致問題対策本部が用意した想定問答には「領域国の同意が得られない場合においても、自衛

問答によれば、拉致被害者の救出について現行法で何ができるかといえは「在外邦人等の保護措置」が定められている自衛隊法八十四条の三では「当該外国の同意が必要」なので「何もできません」という話なのです。北朝鮮に対して「今から拉致被害者を救出に行きますので、よろしく」と了解を取る必要がある、とされているのです。これはどういうことかといえは、自衛隊誕生の経緯に関わってきますが、自衛隊は警察の延長線上の存在なのです。陸上自衛隊は警察予備隊として創設されたものです。海上自衛隊は、海上保安庁の一部門が分離・独立して発展したものです。航空自衛隊だけは新たに創られました。今の自衛隊法は警察の仕組みになっているので、警

隊の部隊等を派遣して自国民を保護・救出することを可能とするような法整備を行うことについては、国際法上の観点に加え、憲法上の制約があります」とあります。ただ、自国民が非合法的に拉致され、塗炭の苦しみに遭っているわけです。これを救出するのは自衛権の行使であって、何ら国際法違反には当たらないと私は思います。どこから何か言われても「自衛権の行使だ」と突っぱねればいいだけの話です。それが国際社会の現実です。

したがって我々が拉致被害者の救出を現役時代、やるうにもできなかったのは、今申し上げたように自衛隊は法律に書いてあることしかできないからです。これを直すためには、どうすればよいか。自民党の憲法改正原案では、自

衛隊は基本的に国内の日本国民を相手にしますから、むやみに権限を行使してもらったら困るわけです。やたらに拳銃を撃たれたら困る、というわけで警察関連の法律には「やっついでいいこと」だけが書かれている。警察は、法律に書かれていないことをやっついでいいのです。

ところで軍隊はといえば、普通の国では外敵が来た場合、政治は軍隊に対して「国と国民の生命・安全を守るために全力を尽くせ」と命じます。全力で守れ、というのが普通の国のあり方です。ただし無制限ということは無い。国際法の縛りはありますから、先制攻撃はいけないといった制限はあります。それからケース・バイ・ケースで政治が「これはやるな」というROE(交戦規定)を付ける

衛隊の明記が掲げられています。私は第一歩として、自衛隊の存在を憲法に明記することには賛成です。公明党その他の賛同を得る必要もあり、現実的にはこれしかないのだと思います。ただこの自衛隊明記だけでは変わらないんですよ。自衛隊違憲論はなくなるでしょう。けれども自衛隊がそのまま残る以上、自衛隊法もそのまま残るわけです。だから法律に書いてあることしかできない自衛隊は、そのまま残ることになりません。国防軍なり自衛軍なりになれば、それに伴って自衛隊法も廃止になりますから、新しく法律を作り直すことになるでしょう。

自衛隊で拉致被害者を救出したのははやまやまでしたが、これはいかんともしがたかった。非合法的に自衛隊を動かすとなれば、こ

これは二・二六事件の再現になってしまいますので決してやってはいけません。そういうわけで、申し訳ない話ですが以上のような状況であったことを、ご説明いたしました。

司会の葛城さんから、仮に日朝首脳会談が実現した場合、そのときに制服の自衛官が首相の隣にいたことができれば、それだけで以前とは全く違う威圧感を北朝鮮に与えられるのではないかと、とお尋ねがありました。それは理屈上は何ら問題ないはずですが、自衛官を拉致問題交渉の代表団に加えるという役割を、政府が自衛隊に与えればできる話でしょう。ただおそらく、いろいろなところから抵抗はあろうかと思えます。私が仮に現役でそのような話があれば当然、喜んで同席します。

原市にある自宅から三十分ほどの三井造船千葉事業所に就職して、經理の仕事をしていました。その年の七月七日に妹は失踪したのですが、その少し前、五月の初めころに私にくれた電話では「会社の仕事は大変だけれど、やりがいがある、先輩たちも優しいから楽しいのよ」と言っていました。それが、私が妹の声を聞いた最後になりました。そして七月七日に私たち家族の前から突然、姿を消したのです。七月六日には初めてのボーナスが入り、ほんの二万何千円かだったんですが、母に「今年の盆踊りには自分で買った浴衣を着たいから、母さん買い物と一緒に付き合ってください」と言っていていました。そして七日が約束の日でした。ところが妹は、その日になって母

先ほど申し上げましたように、北朝鮮にいる拉致被害者を何とか救えないかと考えていましたが、やはり今の日本の国の仕組み上、そこから逸脱することはできず、何もできなかった。そのことについて、拉致された方々に対しては



竹下珠路 「戦争の放棄」で平和ボケしていた

織田先生、河野先生には、日本国民を救うために自衛隊の方々が多様な熱い思いを持っておられるかを語っていただきました。なのにどうして日本人が救えないのか、と思っておりました。私からは、被害者の家族としての思いを少し、聞いていただきたいと思い

大変、申し訳なく思っています。

かわの・かつとし 昭和二十九年生まれ。防衛大学校を卒業後、海上自衛隊入隊。護衛艦隊司令官、海上幕僚長などを歴任した。平成二十六年三月に統合幕僚長を務め、同年四月に退官。

ます。家族の命のあるうちに、それは横田めぐみさんのご家族も言っておられます。被害者の命のあるうちに取り返さないと、死んでからはダメなんです。

私の妹、古川了子は昭和四十八(一九七三)年三月に千葉市内の県立商業高校を卒業し、千葉県市

との約束を急にキャンセルしました。母は当時、花屋を経営していましたが、「午後なら千葉市内の花市場に行くから、二時半から三時に千葉市内のあの駅で会いましょうね」と妹と約束をしていたのですが、その日の昼前に知人から「今日、行かれなくなりました」と急にキャンセルの連絡がきました。

それから二十四年後の一九九七年、皆さんこの年を覚えておられるでしょうか、横田めぐみさんたちが北朝鮮に拉致されていたということが、元北朝鮮工作員の安明進さんなどの情報から判明して、テレビや新聞で一斉に報道された年です。一九九七年に安明進さんがテレビに出たことで、私の母は妹の写真と手紙を添えて「うちの娘も、もしかしたら拉致かもしれない。安明進さんに見せていただ

けませんか」とテレビ局に手紙を出しました。そうしたら、テレビ局の方が韓国にいた安明進さんに写真を見せたところ、二十何枚の中から「この写真の女性だけは僕は見ることがある。九一五病院というところに自分が入院していたときに声を掛けた女性だ」と証言してくださりました。

そして、それからさらに五年が経ってしまいました。二〇〇二年に当時の小泉純一郎首相が訪朝し、金正日が拉致を認めました。それまでは「そんな事実はない」と言っていたことを、ようやく認めたのです。日本人拉致を認めましたが、ほんの一部。日本政府が名前を出していない曽我ひとみさんが拉致被害者だということを経正日が発表したために、日本中の多くの人たちが「うちの息子、娘

も拉致被害者かもしれない」ということで多くの問い合わせが救う会（北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会）に寄せられました。警察のほうに聞きに行つて「ここではわからない。東京に『救う会』があるので、そちらに問い合わせしてみてください」と言われた家族もいたそうです。日本の警察は本当に冷たいものでした。

そうした家族があまりにも多く集まったので、当時「救う会」事務局長だった荒木和博さんが独立して特定失踪者問題調査会という組織を立ち上げてくださつて、私の妹のように日本政府から拉致認定されていない人たちを「特定失踪者」と位置づけて、地道な調査をしていただきました。

私たちは二〇〇四年に全国の二

十四人で、被疑者不明のまま告発

状を提出しました。これは川人博弁護士を中心とする北朝鮮拉致被害者救出にとりくむ法律家の会の先生方に調べていただき、提訴に至りました。それと同時に日本弁護士連合会に人権擁護委員会があります。そこへも人権侵害救済申し立てを行いました。次の年、二〇〇五年には妹、古川了子の拉致認定を求める行政訴訟を起しました。相手はもちろん内閣総理大臣です。この訴訟の二年間に、田中実さんと松本京子さんが拉致認定されました。しかしながら古川了子の拉致認定や救出には全く至りませんでした。

そしていろいろな活動をしていながら「私たちができることは何か」といったときに、特定失踪者家族会というのをようやく二〇一

七年に結成しました。本当に多くの特定失踪者がおられるのに、状況もさまざま、家族もさまざまでしたので、家族会を結成するのも大変ということではなかなか実現しなかったのですが、二〇一七年に結成に至り、現在では六十九家族、特定失踪者の数にして七十一名が家族会を構成しています。その翌年、二〇一八年一月には北朝鮮を相手取つて国際刑事裁判所へ、人道に対する罪であるとして申し立てを行いました。

日本政府は拉致について、一九七〇年代から八〇年代にかけて、と言っていますが、特定失踪者は一九五〇年代に失踪した人もいて、六〇年代から九〇年近くまで多くの方々が失踪しています。全国四十七都道府県から、失踪している人がいます。本日現在、日本

政府が発表している「北朝鮮による拉致を排除できない行方不明者」すなわち特定失踪者は八百七十二名になります。そのうち氏名を公開している方が約五百四十名です。

攻撃は軍事力だけではない

こうした方々の失踪当時の年齢ですが、十代から三十代までが計八〇%以上となっています。男女別では、女性は十代で失踪した人が多く、男性は三十代で失踪した人が多い傾向がありますが、男女とも二十代で失踪した人の割合が五〇%を超えています。

では、その特定失踪者たちが今、何歳になつているかといえれば七十歳以上が五〇%を超えています。六十歳以上の方となると八割

近くいます。私は今、七十七歳、妹はこの一月一日が来ると六十七歳になります。十八歳でいなくなつて、六十七歳。これほど長い年月、救えていないのです。皆さんだいぶ歳をとつておられ、認知機能も衰えているかもしれない。仮に自衛隊の方に助けに行つていただいたときに、「あなたは日本人ですよ」と言われても「私にはわからんなあ」という人も、身動きのできない人も、言葉が出せない人もいるかもしれない。そういうことを、救いに行く方には認識していただきながら救いに行つていただきたいのです。

ここにおられる方には言うまでもありませんが、他国からの攻撃はミサイルや核だけではありません。人をさらっていくようなことや、経済的な攻撃もたくさんある

かと思えます。こんなに長い年月、やすやすと北朝鮮の攻撃を許してきた日本、それはなぜなんでしょう。拙い頭で考えたときに、憲法第二章の「戦争の放棄」という言葉が引つかりました。国民はその言葉で平和神話・安全神話に浸り続けてきたのではなかったか。日本からは戦争をしないんだから戦争は起こらない、日本から仕掛けなければ侵されることもない、というような安全神話がずっと続いてきたのではないかと、ふと考えてしまいました。

自分の国、自分の命、自分たちの平和は、もちろん自分たちで守らなければならぬ。私は思つております。しかし外から来た悪意を持つた攻撃に対しては、個人や家族だけでは守り切れません。国の力、警察や自衛隊の皆さんの力

を借りなければ、日本の国民は自分たちの命、家族の命を守り切れない。日本の国民は平和ボケとも荒木先生は言われていましたけれど、どうも平和ボケしてしまって自分の命が危ないことすらも気がつかないできたのかなと、私も反省しております。攻撃を防ぐために、攻撃に対抗するために、日本の平和と国民を守るために、ぜひ自衛隊の皆さん、そして全国の皆さんにお願いしなければいけないと思います。

今も、拉致は続いているかもしれません。北朝鮮が「拉致をやめた」とは一言も言っていないので続いているかもしれないと思っています。最後になりましたが、特定失踪者八百七十二名、そのうち約五百四十名の名前が公開されていますが、この方々についての情

報を全て載せた『ただいま』も言えない。「おかえり」も言えない（高木書房）を、二〇二〇年三月に特定失踪者家族会と調査会で発売しました。その時代に何が起きたのか、朝鮮半島をめぐる事件についても詳細に書かれています。どうぞよろしかったら手に取ってご覧ください。

被害者の家族も、だんだん声を上げられなくなっている。最近も一人、亡くなられた被害者の母親がいます。声を上げられなくなっている人がたくさんいて、でも本日このようにお集まりいただき、拉致被害者を救出しなければなられないと思うてくださる自衛隊関係の方々が大勢いる。政治の力でそれは実現できるのだ、ということを私も訴えたいと思います。政治家の皆さんには、本人が生きてい

るうちに救い出せるように政治の力を発揮してほしい、と申し上げたいと思います。今日はありがとうございました。

たけした・たまじ 昭和十九年生まれ。四十八年に千葉県市原市で失踪した古川子さんの姉。特定失踪者家族会の事務局長として、北朝鮮による拉致被害者の救出に向けた活動を続けている。